



任意後見人制度への取り組みについて

特定非営利法人和道では“思いやりねっと事業”を通じて、みなさんが生活上の不安を感じたときのサポートに取り組んでまいりました。2019年度は、思いやりねっと事業に加えて、さらに幅広いケアを、みなさんへご提供するため“任意後見人制度”について、研究・検討していきたいと考えています。

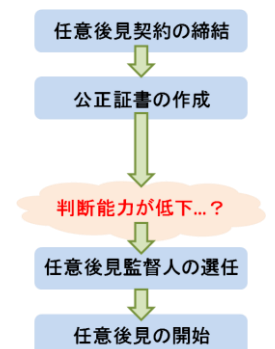
■任意後見制度とは..

“任意後見制度”とは、自分の判断能力がしっかりしているうちに色々なことを決め、それに基づいて後見人(サポーター)を設定する制度です。認知症等を発症し、判断能力が低下してから、国が後見人を決める“法定後見制度”とは違います。任意後見制度では、まず“任意後見契約”という契約を本人と後見人候補(自分が信頼できる人又は法人)の間で結びます。この契約に基づいて、後見人が必要となったときに開始されます。ですから、国が全部決める法定後見とは違い、“だれに後見人になってもらうのか? 又、どんな事柄を支援してもらうのか? など、自由にデザインすること”ができます。

■具体的な手順は..

まず、みなさんと後見人との間で、前述の“任意後見契約”を結びます。その契約書は公証人役場で“公正証書”という文書にします。これにより、契約書が公的に証明されたものとして、効力を発揮できるようになります。

契約後、委任者の判断能力が低下してきた時、後見人や親族等が家庭裁判所に“任意後見監督人(後見人の仕事をチェックする役職)”を選任してほしい旨を申し立てます。裁判所が“後見監督人を選任したときから、後見が始まり、本人がお亡くなりになられるまで”後見業務は行われます。



■任意後見契約のデメリット(できないこと)

任意後見制度は、自分の思いや意思を形にすることができる制度ですが、できないこともいくつかあります。例えば、“自分が亡くなった後の財産や身の整理”ができません。任意後見契約は“生きている人間同士の契約”により成り立ちます。本人が亡くなった時点で契約が終了してしまうため、その後の埋葬や住居の片付け、財産の管理と整理などはできません。

また、取消権がないため、法定後見人と違い、任意後見人には“契約行為を取り消す権限”がありません。ですから、本人が悪徳商法等に引っ掛かり、高額で不当な契約を交わしたとしても、任意後見人は取り消すことができません。

■思いやりねっと事業との違いは..

思いやりねっと事業との違いは、図のとおりです。大きな違いは、任意後見制度は、認知症等にならないとはじめられないし、身元保証や死後の整理ができないという点です。

その一方、任意後見は法律上の定めがしっかりしているシステムですので、思いやりねっと事業と組み合わせることで、万全の体制ができると考えられます。

行政書士 佐野透 著

| 疑問に思うこと | 任意後見人 ^① | 思いやりねっと ^② |
|--|-------------------------|-----------------------|
| だれが支援してくれるのか ^③ | 信頼できる人 | NPO法人 |
| この制度を利用するに可 ^④ | 家庭裁判所への届出 ^⑤ | 委任契約を交わす ^⑥ |
| 健康な時に生活支援してくれるのか ^⑦ | X ^⑧ | ● ^⑨ |
| 認知症になったとき金銭管理を代わりにしてくれるのか ^⑩ | ● ^⑪ | ● ^⑫ |
| 金銭管理を任せて大丈夫なのか ^⑬ | 家庭裁判所による監督 ^⑭ | 税理士による監査 ^⑮ |
| 施設入所・入院時をするとき身元保証してくれるのか ^⑯ | X ^⑰ | ● ^⑱ |
| 手術などの医療行為の代弁ができるのか ^⑲ | X ^⑳ | ● ^㉑ |
| 自分が亡くなった後のいろんな手続きをしてくれるのか ^㉒ | X ^㉓ | ● ^㉔ |